会報

全住協

2020
3月

一般社団法人 全国住宅産業協会

全住協協会交流会を開催

― 分譲住宅見学会、講演会、懇親会などを実施 ―

２月13日、14日に団体会員である静岡県都市開発協会、東海住宅産業協会、関西住宅産業協会、九州住宅産業協会と交流会を開催した。この交流会は全住協の会員企業と各協会会員との相互交流を目的として毎年開催しており、今回から静岡県都市開発協会が新たに参加した。今年度は東海住宅産業協会が幹事協会となり、愛知県内の物件見学会、講演会、懇親会などを実施した。

初日は各協会の参加者がJR名古屋駅に集合、バスで刈谷市、安城市に向かった。現地では分譲マンションやマンションギャラリーを見学するとともに担当者から開発経緯や販売状況について説明を受けた。

その後、名古屋市に戻り、名鉄グランドホテルにて「名古屋の将来像を見据えた都市デザイン」をテーマに講演会を行った。講師の名古屋工業大学大学院准教授 伊藤孝紀氏は、名古屋圏を中心に行政・企業・市民と連携した街づくりに携わっており、2026年のアジア競技大会開催、2027年のリニア開業に向けた名古屋市の取組みなどについて講演した。

引き続き行われた懇親会では東海住宅産業協会馬場理事長（当協会会長）を始め、参加各協会の代表者が挨拶し、当協会小山常務理事・政策委員長はこれまでの交流会開催の経緯について触れながら、「それぞれの街が活性化することによって街も楽しくなるし、人も元気になる。この交流会を通じて各地の会員と情報交換を密にし、明日の仕事につなげていきたい。」などと述べた。東海住宅産業協会南副理事長による乾杯の後、各地域の不動産市況や協会の活動状況などについて情報交換を行い、交流を深めた。翌日は戸建住宅コース、マンションコースに分かれて見学し、JR名古屋駅にて解散した。見学先は以下のとおり。なお、各協会からの参加者は、約120名を数えた。

［１日目見学先］

- 分譲マンション「エクセルグランデ刈谷銀座タワー」（角文㈱）
- 分譲マンション「エルグランデ安城駅南」マンションギャラリー（角文㈱）

［２日目見学先］

- 戸建住宅コース
  「ミタステラス」（JR西日本プロパティーズ㈱・トヨタホーム名古屋㈱・住友林業㈱・三井ホーム㈱・ミサワホーム㈱）
- マンションコース
  「プラウドタワー名古屋錦」
  マンションギャラリー
  （野村不動産㈱・旭化成不動産レジデンス㈱・ＮＴＴ都市開発㈱・㈱長谷工不動産）

▲見学会

▲懇親会

宅建登録講習のご案内

宅地建物取引士登録（５問免除）講習のご案内

当協会では、このたび登録講習機関となっている当協会賛助会員にご協力いただき、各社の行う登録（５問免除）講習を特別価格で受講できるようにいたしました。

登録講習修了者の合格率は22.9%と全体の合格率17.0%よりも5.9ポイント高く（※）、資格取得の可能性がより高くなっておりますので、下記一覧表及び協会ホームページをご参照の上、申込みについてご検討ください。

※（一財）不動産適正取引推進機構「令和元年度宅地建物取引士資格試験実施結果の概要」

協力賛助会員（登録番号順）

・㈱東京リーガルマインド（LEC）
・㈱住宅新報
・アットホーム㈱
・㈱総合資格

宅地建物取引士登録講習実施機関一覧（全住協賛助会員）

※価格は消費税込み

令和２年２月１日現在

機関名（企業名）	定　価	全住協会員向け特別価格	スクーリング実施エリア及び実施月							
			札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	福岡	その他
㈱東京リーガルマインド（LEC）	18,000円	10,000円	○	○	○	○	○	○	○	全国のLEC各校
			5~7月	5~7月	5~7月	5~7月	5~7月	5~7月	6~7月	
㈱住宅新報	16,800円	11,000円	○	○	○	○	○	○	○	さいたま、横浜
			6月	6月	6~7月	7月	6~7月	6月	6~7月	
アットホーム㈱	15,400円	13,200円	○	－	○	○	○	－	○	埼玉、神奈川、兵庫
			7月		7月	6~7月	6~7月		6~7月	
㈱総合資格	16,000円	11,000円	○	○	○	○	○	○	○	全国の総合資格各校
			6~7月	7月	6~7月	6~7月	6~7月	6~7月	6~7月	

目　次

・全住協協会交流会を開催……1
・宅地建物取引士登録（５問免除）講習のご案内‥2
・住宅業界に関連する民法改正の主要ポイント‥3
・優良事業表彰受賞プロジェクト紹介（㈱明豊エンタープライズ）……4
・トピックス（新春講演会等）……5
・トピックス（住生活女性会議千代田区庁舎見学会）‥5
・トピックス（不動産後見アドバイザー資格講習会）‥6
・トピックス（人財開発定例勉強会）……6
・全住協山岳同好会令和２年山行計画……7
・「公認 不動産コンサルティングマスター」更新手続き締切日延期‥7
・周知依頼（感染症対策への協力依頼）……8
・周知依頼（おとり広告の禁止に関する注意喚起等）‥8
・団体会員コーナー（関住協　令和２年新年互礼会記念講演）‥9
・団体会員コーナー（静岡県協会　新春講演会・新年例会）‥9
・協会だより……10

住宅業界に関連する民法改正の主要ポイント

国土交通省では、令和２年４月１日に施行される改正民法に対応するため、住宅業界に関連する主要ポイントをまとめたリーフレットを作成した。主な内容は以下のとおり。

１．瑕疵から契約不適合へ

(1)「隠れた瑕疵」は「目的物の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない」(不適合)に改められた。これは、「瑕疵」の意味についてこれまでの判例を明文化したもの。これに伴い、「隠れた」の要件は不要となった。

(2) 契約不適合があった場合に、買主が行使できる権利として、追完請求権と代金減額請求権が追加された。また、権利行使は、不適合を知ってから１年以内にその旨を売主に通知すれば足りることとなった。

２．損害賠償請求

(1) 債務不履行による損害賠償の免責要件として債務者に帰責事由がないことが定められ、その有無は契約及び取引上の社会通念に照らして判断されることが明記された。

(2) 原始的な履行不能は損害賠償請求を妨げないとする規定が新設された。損害賠償の範囲は「信頼利益」に限定されず、要件を満たせば「履行利益」まで可能となる。

３．契約解除

債務不履行による解除について売主(債務者)の帰責事由によるものであっても解除可能となった。不履行が買主(債権者)の帰責事由による場合には契約解除は認められない。

４．請負人の報酬請求

請負契約が中途で解除された場合に、明確に分けられる部分によって、注文者が利益を受けるときは、請負人はその利益の割合に応じて報酬を請求できる旨が明文化された。

５．請負人の担保責任

(1) 請負人の担保責任についても、原則、売買と同様の扱いとなった。ただし、請負固有の規定として、注文者の提供した材料の性質又は注文者の指図により不適合が生じた場合には請負人は担保責任を負わない。(改正前から変更されていない)

(2) 従来は、建物等の建築請負では目的物に瑕疵があり、契約の目的が達成できない場合でも注文者は契約解除ができなかったが、改正民法ではこの制限がなくなり、注文者は契約を解除できるようになった。

６．債権の消滅時効

職業別の消滅時効や商法に規定されていた商事消滅時効が廃止。「権利を行使することができる時から10年」に加え、「権利行使することができることを知ってから５年」という新しい時効が追加され、いずれか早い方の経過によって時効が完成することとされた。

７．不法行為の消滅時効

(1) 不法行為債権については「知った時から３年」「権利行使できる時から20年」という期間は変更されていない。一方、権利を消滅させるためには、時効により権利が消滅したことを相手方に主張することが必要になった。

(2) 改正民法において、人の生命・身体の侵害による損害賠償請求権の時効期間について、長期化する特則が新設され、「知った時から５年」「(知らなくても)権利を行使できるときから20年」となった。

８．改正民法の施行日前後に関連した事項

９．「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による関係法律の改正

10．その他情報(各問合せ先等)

〔問合せ先〕
国土交通省住宅局住宅生産課
ＴＥＬ：03－5253－8111

優良事業表彰受賞プロジェクト紹介

第９回優良事業表彰受賞プロジェクトを順次ご紹介いたします。

優良事業賞

企画・開発部門

千駄木（ミハス・戸建区画）PJ

（㈱明豊エンタープライズ）

［事業コンセプト］

本計画は個人の土地所有者が遺産分割のために、２棟のマンション（昭和40年築）が建っている敷地を２分割し、道路付等の敷地条件が極めて悪く、かつ、奥まった敷地の売却相談を受けた仲介会社より弊社が相談を受けて購入するに至りました。前面道路は２ｍ程度しかなく、かつ敷地形状が不整形のため、分割後の施工計画を念頭におき、アパート建設用地及び戸建区画用地（３区画）に分け、かつ、段階的な工事実施を行うことにより本物件敷地を最有効利用する事業手法を用いました。また、施工に先立ち、平成28年９月に土地購入後に既存共同住宅入居者（30世帯）の移転・転居交渉を丁寧に行い、平成29年２月までの短期間にて全件に移転いただけました。また、解体工事及び敷地分割後のアパート建設を実施する際に、狭隘な前面道路の使用だけでは工期及び建設コストの膨大化が見込まれたため、売買取得後に隣地所有者（従前所有者）との協議を行い、隣地の一部を工事用仮設通路として借地利用することができました。

［商品企画］

本物件は文京区に位置し、住所地の千駄木は東京大学が近く、明治以降は文人が居を構えた羨望の立地であり、「希少性」「立地価値性」が高く、「アパート」「戸建区画」を分譲する際には購入者に対して立地希少性を訴求できる立地であったため、土地区画分譲、賃貸募集並びにアパート売却において、全てが短期間にて完了することができました。

アパート事業においては、間取り20.49㎡～21.53㎡の単身向け、46.78㎡～48.44㎡の世帯向けの複合計画として弊社ミハス企画のメゾネット形式にして、アパートの有効性及び差別化を高めました。戸建区画については、建売でなく区画（土地のみ64.66㎡～68.88㎡）で販売し、購入者自身が「こだわった家」を建てたいというニーズに応えるため、「土地区画分譲」という手法を用いました。道路要件により大型車を利用する購入者は検討対象とはなり得ませんでしたが、「好みの家を建てる」という当該手法が購入検討者より好評をいただき、早期完売ができました。

［事業成果］

解体後に戸建区画２区画は即販売活動ができました。戸建１区画については、アパート建設中は工事用に敷地が必要なためにアパート建設後の販売となりました。アパートは完成後１か月以内引渡し、戸建区画は販売開始後（３か月以内の売却引渡しができ、完売という成果を上げました。敷地形状、道路条件という敷地不利要件と既存入居者が老朽化建物に居住中という新規事業を遂行していくに当たっての阻害要因を一つ一つ営業努力によって解決し、事業化に結び付けて事業成果を上げることができました。土地の有効利用という視点からも、社会的意義の高い事業であったと思います。

［規模概要］

住　　所　東京都文京区千駄木５－18

●戸建区画

敷地面積　198.36㎡

（内訳）　①68.88㎡

②64.66㎡

③64.82㎡

●ミハス千駄木

敷地面積　399.82㎡

延床面積　638.65㎡

住戸面積　20.49～48.44㎡

構造規模　鉄骨造地上３階建

住戸総数　18戸

トピックス

新春講演会等を開催

１月27日、ホテルルポール麹町にて令和２年度税制改正概要等説明会・新春講演会を開催した。

第一部「令和２年度税制改正概要等について」では、国土交通省住宅局住宅企画官 井﨑信也氏が住宅関係税制概要について、同省土地・建設産業局不動産市場整備課長 武藤祥郎氏が土地関係税制改正概要について説明を行った。

第二部新春講演会では、プロジェクトデザイナー・㈱umari代表 古田秘馬氏が「いま地域が面白い～コンセプトが価値を生む時代～」と題し、講演を行った。古田氏は東京・丸の内「丸の内朝大学」など多くの地域プロデュース・企業ブランディングなどを手がけ、農業実験レストラン「六本木農園」や和食を世界につなげる「Peace Kitchenプロジェクト」、讃岐うどん文化を伝える宿「UDON HOUSE」など都市と地域、日本と海外をつなぐ仕組みづくりを行ってきた。

講演では、「何が起きるのか分からない時代で大切なのは自分のスタンスを確立すること」「境界線をなくすことにより新しい関係や価値観、ビジネスが生まれる」など独自の視点からのメッセージを伝えた。

▲古田氏

▲新春講演会

トピックス

住生活女性会議「千代田区のまちづくりについて」講演・見学会を開催

▲千代田区議会議場

１月31日、千代田区役所にて「千代田区のまちづくりについて」をテーマに、千代田区地域まちづくり課課長 佐藤武男氏による講演及び区庁舎見学を行った。講演の要旨は以下のとおり。

(1) 昭和30年代は20万人程度いた人口が、平成12年には３万5000人まで減少。事務所需要の増大等で地価が高騰し、居住環境が相対的に低下したことが原因だった。定住者を増やすための都市計画を策定した結果、現在は６万5000人にまで回復した。

(2) 千代田区は国際的なビジネス交流機能や業務商業等の複合機能を有しており、日本と東京の活力を牽引する地域。地区計画は地域住民の意見を取り入れ、災害時の帰宅困難者の受入れ対策等も行っている。

千代田区＝オフィス街というイメージがあり、居住地域の印象はありませんでした。千代田区の変遷や定住人口を増やすための取組み等を知り、実はとても住みやすく活発な地域であることを実感。参加者の方から「余生はぜひ千代田区で…！」という声が聞こえてくるほどでした。

昼食会には千代田区長 石川雅己氏にも参加いただき、千代田区の変遷から庁舎建設にかける思いなどを伺うことができました。

（報告者：あいおいニッセイ同和損害保険㈱
佐藤南氏）

▲昼食会

トピックス

不動産後見アドバイザー資格講習会（沖縄・鹿児島）を開催

組織委員会では、後見制度と不動産について東京大学教育学研究科生涯学習論研究室と共同研究を行っているが、「不動産後見アドバイザー」資格講習会を２月４日、５日に沖縄（共催：沖住協）、２月19日、20日に鹿児島（共催：鹿住協）にて開催した。

この資格は、今後高齢化社会が進展していく中で、不動産業者が後見制度を理解し適切なサポートやアドバイスを行うことによって、判断能力が不十分な方も安全・安心に不動産取引を行うことが可能となることを主な目的としており、法定後見・任意後見制度の基礎のほか、相続、信託及び居住支援等の関連事項も講義項目となっている。

２日間にわたり東京大学大学院教授・専門職員、高齢者・障がい者福祉の専門家、司法書士等の組織委員会委員等が講師を務め、計86名が受講した。

▲沖縄開催

▲鹿児島開催

トピックス

人財開発定例勉強会（第８回）を開催

２月７日、協会会議室にて研修や総務等の業務を行う担当者向けの勉強会を開催した。８回目となる今回は、「働き方改革時代の階層別研修の考え方」をテーマに、㈱ブラックス取締役の岩井信也氏から説明があった。

階層別研修を行う最大の理由を「新しい役割を認識してもらうため」とし、昇格などで階層が変化するとそれに伴い役割も変化することや各階層における役割を対象者へ明確に示すことの重要性を説いた。また、自社課題に実際に取り組み、個人や組織の学習する力を養成する手法（アクションラーニング）について取り上げ、「教える教育」から「気づかせる教育」へシフトしていると説明。

「自社内での役割認識に対する考え方」「アクションラーニングは自社のどのような場面で取り入れられるか」などについて参加企業の総務・人事担当者と意見交換がなされた。その後、次年度の当協会の研修概要や階層別コース、回数券制度などについて説明を行った。勉強会終了後には懇親会も行い、親睦を深めた。

▲人財開発定例勉強会

全住協山岳同好会

全住協山岳同好会令和２年山行計画

山登りを通じて体力増進と業界交流を深めています。
登山好きな方、興味はあるけどきっかけがないという方、ご参加ください。

１．年間計画

４月18日（土）	**天城山（万三郎岳）　☆** 1,406㍍　日帰り（初級）	９月19日（土） ～20日（日）	**至仏山・尾瀬ケ原　☆** 2,228㍍　１泊２日（中級）
５月23日（土）	**安達太良山　☆** 1,700㍍　日帰り（初級）	10月17日（土） ～18日（日）	**赤湯** （苗場山往復の場合もう一泊）
６月20日（土）	**大菩薩嶺　☆** 2,057㍍　日帰り（初級）	11月７日（土）	**榛名山（榛名富士）** 1,390㍍　日帰り（初級）
７月23日（木） ～25日（土）	**北海道・羅臼岳　☆** 1,661㍍　２泊３日（中級）	12月12日（土）	**丹沢・大山** 1,252㍍　日帰り（初級）

☆：日本百名山

２．全住協山岳同好会問合せ先

協会事務局　東　（ＴＥＬ：03－3511－0611）

不動産コンサルティングマスター

「公認 不動産コンサルティングマスター」更新手続き締切日の延期について

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、（公財）不動産流通推進センターでは、「公認 不動産コンサルティングマスター」の更新手続き締切日を延期することとしましたので、お知らせいたします。また、同センターが開催するフォローアップ研修等３月開催の研修につきましても、延期される予定です。

詳細は下記ＵＲＬからご確認をお願いします。

〔更新手続き締切日の延期〕

令和２年３月31日から令和２年６月30日へ延期します。

●更新手続き案内ページ
［ＵＲＬ］https://www.retpc.jp/consul/koushin/

周知依頼

おとり広告の禁止に関する注意喚起等について

1．顧客を集めるために売る意思のない条件の良い物件を広告し、実際は他の物件を販売しようとする、いわゆる「おとり広告」及び実際には存在しない物件等の「虚偽広告」については、宅地建物取引業法第32条の規定により禁止されています。

　また、これらの広告は、不当景品類及び不当表示防止法第５条第３号及び不動産の表示に関する公正競争規約第21条においても禁止されているところです。

2．具体的には、例えば、実際には取引する意思のない物件を、顧客を集めるために、合理的な根拠なく「相場より安い賃料・価格」等の好条件で広告して顧客を誘引（来店等を促す行為）した上で、他者による成約や突然の雨漏りが生じた等を理由に、他の物件を紹介・案内することは「おとり広告」に該当します。

3．成約済みの物件を速やかに広告から削除せずに当該物件のインターネット広告等を継続して掲載することや、広告掲載当初から成約済みの物件を掲載する場合も、故意・過失を問わず「おとり広告」に該当します。

4．また、他の物件情報等をもとに、対象物件の賃料や価格、面積又は間取りを改ざんすること等、実際には存在しない物件を広告することは「虚偽広告」に該当します。

5．各宅地建物取引業者においては、広告の適正化に一層取り組むとともに、宅地建物取引業法を始めとする関係法令等の遵守の徹底をお願いします。

●国土交通省ホームページ
おとり広告の禁止に関する注意喚起等について
［ＵＲＬ］ https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001315942.pdf

団体会員コーナー

関住協　令和２年新年互礼会記念講演を開催

関西住宅産業協会(関住協)は１月20日、大阪新阪急ホテルにおいて令和２年新年互礼会記念講演を開催。約300名が参加した。

▲佐藤氏

関住協近藤副理事長の主催者挨拶の後、「北東アジアの地政学的変動と令和２年の日本外交」をテーマに講演を行った。作家で元外務省主任分析官の佐藤優氏が講師を務め、日本を取り巻く世界情勢について地政学の視点で分かりやすく解説された。海外では地図を読むなどの地政学に通じる教育が盛んだが現代日本では不足していると述べ、その原因としては戦時中のドイツの政策の支柱であったイメージが強く、戦後はタブーとされる傾向があるためだと指摘。また、イランとアメリカの衝突におけるロシア、韓国、北朝鮮、中国を取り巻く状況についても詳しく説明された。

出席者は最後まで熱心に聴講していた。佐藤氏の著書を持ち込んでサインを希望する出席者も多数おり、盛会の内に記念講演は終了となった。

▲新年互礼会記念講演

団体会員コーナー

静岡県協会　新春講演会・新年例会を開催

静岡県都市開発協会(静岡県協会)は１月24日、静岡市のグランディエールブケトーカイにおいて新年例会を開催、例会に先立ち恒例の新春講演会を行った。

▲金指氏

今年は経済産業省経済産業政策局産業創造課長　金指壽氏を講師に迎え、会員・行政関係者を含め94社157名が参加。

講演では「我が国のイノベーションの現状と対応の方向性～Society5.0に向けたスマートシティの実現～」と題し、下記の３項目について紹介した。

①世界におけるビジネスモデルの変革
②国内のスマートシティ政策
③WEF第４次産業革命センターの活用

特に静岡県ということもあり、トヨタ自動車㈱による裾野市で計画される実証都市「コネクティッド・シティ」、静岡県の「VIRTUAL SHIZUOKA」が率先するデータ循環型SMART CITYコンソーシアム、そして藤枝ICTコンソーシアム等の内容が話題になった。

講演会終了後は、来賓の田辺信宏静岡市長、上川陽子衆議院議員のほか、同協会顧問等から祝辞をいただき、盛況な新年例会となった。

▲新春講演会

協会だより

委員会開催状況

［中高層委員会］

日時　令和２年２月６日(木)16：00～18：00

場所　スクワール麹町

議事　「当社(アットホーム㈱)ビッグデータから読み解く首都圏の最新トレンド～マンション購入検討者は何を思うか～」並びに「マンション分譲における自然災害と売主の責任の考え方」の講演を行った。

［流通委員会］

日時　令和２年２月７日(金)15：30～17：30

場所　主婦会館

議事　「改正民法施行と不動産取引(賃貸編)」並びに「最新の不動産ビッグデータを公開！『不動産検討層の視点で考える住まい探しのトレンド』」の講演を行った。

住所変更

会 社 名　㈱プロスパー

新 住 所　〒160－0022 東京都新宿区新宿２－５－10　成信ビル10階

Ｔ Ｅ Ｌ　03－6304－5541(従来どおり)

Ｆ Ａ Ｘ　03－6304－5542(従来どおり)

社名変更

旧 社 名　㈱セルゲートジャパン

新 社 名　GATES㈱

代表者変更

会 社 名　㈱トータルブレイン

新代表者　佐々木　睦

業務日誌

１月27日(月)	・政策審議会、新春講演会等を開催。(ホテルルポール麹町)
28日(火)	・(公社)全国宅地建物取引業協会連合会・(公社)全国宅地建物取引業保証協会の新年賀詞交歓会に神山名誉会長、馬場会長、牧山代表理事が出席。(ホテルニューオータニ)
	・特保住宅(戸建住宅)検査員研修を開催。(弘済会館)
29日(水)	・(公社)首都圏不動産公正取引協議会理事会、役員新年会に牧山代表理事ほかが出席。(ホテルメトロポリタンエドモント)
	・宅地建物取引士法定講習を開催。(連合会館)
30日(木)	・(一財)国民政治協会の新年懇談会に神山名誉会長が出席。(ホテルニューオータニ)
31日(金)	・住生活女性会議「千代田区庁舎見学会」を開催。(千代田区)
２月４日(火)	・「不動産後見アドバイザー」資格講習会(沖縄)を開催。(～５日、八汐荘)
６日(木)	・中高層委員会を開催。(スクワール麹町)
７日(金)	・流通委員会を開催。(主婦会館)
	・人事総務担当者のための「人財開発定例勉強会」を開催。(協会会議室)
13日(木)	・全住協協会交流会を開催。(～14日、名鉄グランドホテルほか)
18日(火)	・社会資本整備審議会住宅宅地分科会に馬場会長が出席。(国土交通省)
	・(公財)不動産流通推進センター理事会に牧山代表理事ほかが出席。(法曹会館)
	・不動産業務研修会を開催。(弘済会館)
19日(水)	・「不動産後見アドバイザー」資格講習会(鹿児島)を開催。(～20日、三洋ハウス)

会報　全住協　通巻84号　発　行　一般社団法人全国住宅産業協会
(令和２年３月10日発行)　編　集　一般社団法人全国住宅産業協会事務局

全住協ビジネスショップのご紹介

全住協ビジネスショップは、組織委員会に設置した全住協ビジネスネットワーク（略称「ビジネスネット」）が認定した賛助会員等の取扱商品を、一般向けには行っていない特別価格・サービスにて会員企業向けに提供する仕組みです。既に下記の 16 社が商品を提供しており、会員の購買におけるメリットとなるとともに、会員間のさらなる交流が生まれています。
商品の詳細は、全住協ホームページの会員専用ページから「全住協ビジネスショップ専用サイト」にてご覧ください。

会員名（順不同）	取扱商品
・㈱シーブリッジ	不動産広告アイテムの制作、iPadツールの制作及び運用
・㈱トルネックス	エマージェンシートイレキット、エマージェンシーボディキット
・アットホーム㈱	名入れノベルティ防災セット
・あいおいニッセイ同和損害保険㈱	宅地建物取引業者向け賠償責任保険
・エース21グループ㈱	全自動消火装置「ケスジャン」
・㈱一貫堂	住まい手便利帳、簡単チラシ印刷、簡単名刺印刷 on WEB、RE-cycle Computer
・㈱総合資格	建設業界採用情報誌、各種建築関係試験受験対策講座
・㈱ベーシック	ENJO（エンヨー）オリジナルセット
・㈱東京リーガルマインド（LEC）	各種講習、資格取得講座
・㈱リビテックス	水まわり設備４点セット
・㈱ダイテック	不動産・住宅会社のための基幹業務サービス「分譲住宅クラウド」
・プラチナ出版㈱	宅建受験対策書籍
・㈱ファイレスキュー	投てき消火器具「firesave」＋食油消火器具「firesave天ぷらパック」
・㈱シンカ	顧客接点クラウド「カイクラ」
・ソフトバンク㈱	スマート福利厚生

※宅建登録（５問免除）講習　㈱東京リーガルマインド(LEC)、㈱住宅新報、アットホーム㈱、㈱総合資格

お問い合わせは、協会事務局（TEL 03-3511-0611）まで。

団体会員

一般社団法人 北海道住宅都市開発協会	〒060-0061	北海道札幌市中央区南1条西10丁目3-2 南1条道銀ビル2F	TEL.011-251-3012	FAX.011-231-5681
一般社団法人 秋田県住宅宅地協会	〒010-0951	秋田県秋田市山王5-14-1 サントノーレプラザビル１F	TEL.018-866-1301	FAX.018-866-1301
一般社団法人 東北・北海道住宅産業協会	〒981-3414	宮城県黒川郡大和町鶴巣太田字壱町田24-5	TEL.022-343-2021	FAX.022-343-2282
一般社団法人 北信越住宅産業協会	〒388-8007	長野県長野市篠ノ井布施高田370-1	TEL.026-293-9125	FAX.026-293-9551
一般社団法人 富山県住宅宅地協会	〒939-8084	富山県富山市西中野町１-7-27 タカノビル6F	TEL.076-425-2033	FAX.076-413-6033
一般社団法人 北陸住宅宅地経営協会	〒910-0023	福井県福井市順化１-21-19	TEL.0776-22-7017	FAX.0776-23-0011
一般社団法人 静岡県都市開発協会	〒420-0852	静岡県静岡市葵区紺屋町11-6	TEL.054-272-8446	FAX.054-272-8450
一般社団法人 東海住宅産業協会	〒460-0008	愛知県名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル4F	TEL.052-251-8920	FAX.052-252-0081
一般社団法人 中京住宅産業協会	〒456-0031	愛知県名古屋市熱田区神宮４-７-27 宝18ビル７F	TEL.052-682-5800	FAX.052-683-8686
一般社団法人 関西住宅産業協会	〒541-0048	大阪府大阪市中央区瓦町4-4-8 瓦町4丁目ビル6F	TEL.06-4963-3669	FAX.06-4963-3766
一般社団法人 近畿住宅産業協会	〒541-0057	大阪府大阪市中央区北久宝寺町1-2-1 オーセンティック東船場402号	TEL.06-6263-5503	FAX.06-6263-5550
一般社団法人 広島県住宅産業協会	〒730-0011	広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング4F	TEL.082-228-9969	FAX.082-209-9955
一般社団法人 四国住宅宅地経営協会	〒760-0018	香川県高松市天神前9-5	TEL.087-861-9335	FAX.087-861-9335
一般社団法人 九州住宅産業協会	〒812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前2-11-16 第2大西ビル6F	TEL.092-472-7419	FAX.092-475-1441
一般社団法人 九州分譲住宅協会	〒814-0022	福岡県福岡市早良区原5-14-22	TEL.092-821-6441	FAX.092-847-7090
一般社団法人 鹿児島県住宅産業協会	〒890-0069	鹿児島県鹿児島市南郡元町14-9	TEL.099-285-0101	FAX.099-285-0122
一般社団法人 沖縄住宅産業協会	〒900-0032	沖縄県那覇市松山2-3-12	TEL.098-863-7410	FAX.098-863-7410

本部事務局

〒102-0083
東京都千代田区麹町5丁目3番地麹町中田ビル8階
TEL. 03-3511-0611
FAX. 03-3511-0616

全住協ホームページ http://www.zenjukyo.jp/

全住協
一般社団法人 全国住宅産業協会